

令和3年4月27日

横浜市会議長

横 山 正 人 様

減災対策推進特別委員会

委員長 麓 理 恵

減災対策推進特別委員会中間報告書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

1 付議事件

減災及び防災対策の推進に関すること

2 調査・研究テーマ

令和元年度の風水害等を踏まえた避難対策について

3 テーマ選定の理由

近年、記録的な大雨により各地で大変な被害が出ており、本市においても、昨年度、台風第15号、19号等により甚大な被害が発生し、台風第19号の際にはおよそ9000人ももの市民が避難する状況となった。

風水害への対策として、基盤整備等のハード面の取組が重要であることは言うまでもないが、昨今の激甚化する災害を踏まえると、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものとの考えに立ち、市民一人ひとりに着実に逃げてもらうためのソフト面の対策について、検証を重ね、「逃げ遅れゼロ」を実現していくことが喫緊の課題である。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対策を考慮した避難方法なども、しっかりと議論していくことが重要である。

そこで、今年度は、「令和元年度の風水害等を踏まえた避難対策」というテーマで、調査・研究を行うこととした。

4 委員会活動の経緯等

(1) 令和2年7月9日 委員会開催

ア 議題

令和2年度の委員会運営方法について

今年度の委員会運営方法について意見交換を行った。

イ 委員意見概要

- ・台風は毎年やってきており、風水害への対応が必要な状況である。身近なところだと、昨年、武蔵小杉近辺が水害により被害を受けた。自民党においても青年局を中心に泥かきの支援に伺い、本当に被害の大きさと復旧の大変さを、身をもって感じた。そういった経験も踏まえ、ぜひ風水害発生

時の避難対策をテーマにして研究をしたい。

- ・今年にはコロナ対策ということでさらに対応が必要なところである。感染者及び感染の可能性のある人とそれ以外の方で分けていかなければならない、いわゆるゾーニングの問題や、差別的な取扱いや言動への対応も必要なため、今までの避難場所対応とは違う配慮が必要である。
- ・水害によって、家が壊れてしまったり、流されてしまったりする場合、もともとの住宅ローンと新しく復旧のためのローンの二重ローンの問題等、暮らしとお金の問題が関わってくる。そういった中で、暮らしとお金に関してどうしていくのかということを経験に備えておくといった視点もこの委員会のどこかで議論したい。
- ・令和元年に起こった風水害等を踏まえた避難対策というのは非常に大事な課題で、大切なテーマになる。去年の減災対策推進特別委員会において、風水害で想定していなかった避難場所の対応が各区・各地域で浮き彫りになった報告もされている。見えてきた課題についてしっかり事前に対応し、少しでも救える命は絶対救っていくという思いで、減災というこのテーマに取り組んでいきたい。
- ・避難をどうするかは非常に大事なので、テーマを上手に設定して、今年1年議論できればいい。最近の被災の状況を見ていて感じる点として、横浜市のみならず全国的にも、防災・減災対策、防災計画が最近の被災の実情や現場の状況と比べてかなり乖離しているのではないかと感じている。最近の災害の激甚化や市の防災計画やまちづくりのマスタープランなどの妥当性について一度見直すべきである。
- ・避難場所の備蓄の在り方全般についてももう一回見直さないといけない。これまでの経験だけではなく、広く世界や全国の先進例に目を向けて、議論しておく必要がある。
- ・「逃げ遅れゼロ」を目指さないといけない。これは本当に大事なことで、命を守るという点で逃げ遅れは絶対に良くない。横浜市が作成をした防災知識や防災情報を実際の風水害発生時に生かせるのかが問われている。
- ・災害は激甚化しており、なぜこういうことが起きているのかという観点で、

世界的な温暖化やSDGsの視点といった背景についてもテーマとして取り上げていただきたい。今後の被害の程度も予測しておかなければいけない。

- ・風水害への避難対策は、ハザードマップをどのように活用していくのか、河川や堤防の在り方等、リスク管理が大事になっていく。また、風水害に関する教育や発災時の情報伝達、タイムラインなども大事だと思っている。そういった点も議論の焦点に挙げていただきたい。
- ・減災対策は様々な議論すべきテーマが想定されるが、委員会として意見をまとめるために一定程度対象を絞って議論する必要がある。

(2) 令和2年9月17日 委員会開催

ア 議題

令和2年度の委員会運営方法について

今年度の調査・研究テーマを「令和元年度の風水害等を踏まえた避難対策」についてと決定した。

イ 当局説明概要

調査・研究テーマに関連する本市施策等について、当局から説明を聴取し、その後意見交換を行った。

【説明局】総務局、健康福祉局

(ア) 近年の風水害の状況【総務局】

● 近年発生した風水害

- ・近年は、記録的な豪雨や猛烈な強さの台風等の風水害が毎年発生し、激甚化しているが、多くの場合で、土砂災害、河川氾濫からの「逃げ遅れ」による死者・行方不明者を出している。令和2年も、令和2年7月豪雨や台風第9号、10号などが既に発生しており、特に、新型コロナウイルス感染症蔓延下における避難や被災者支援が新たな課題となっている。

【近年発生した風水害】

発生年	名称	災害の主な概要等	死者・行方不明者数
平成26年	平成26年8月豪雨	広島県(広島市)での大規模な土砂災害	死者91人
平成27年	平成27年9月関東・東北豪雨	茨城県(常総市)・宮城県(大崎市)での河川(鬼怒川・渋井川)氾濫による洪水害	死者20人
平成28年	平成28年8月台風第10号	北海道での土砂災害、岩手県(岩泉町)での洪水害	死者26人 行方不明者3人
平成29年	平成29年7月九州北部豪雨	福岡県(朝倉市・東峰村)・大分県(日田市)での洪水害	死者42人 行方不明者2人
平成30年	平成30年7月豪雨	広島県・愛媛県での土砂災害、岡山県(倉敷市真備町)での洪水害	死者263人 行方不明者8人
令和元年	令和元年房総半島台風(台風第15号)	関東地方南部を中心とした各地での暴風雨による被害	死者3人
	令和元年東日本台風(台風第19号)	東日本の広範囲にわたる各地での記録的な大雨による多数の河川氾濫や土砂災害	死者104人 行方不明者3人
令和2年	令和2年7月豪雨	九州地方をはじめとした各地での記録的な大雨による河川氾濫や土砂災害 新型コロナウイルス感染症まん延下における避難や被災者支援が新たな課題に	死者82人 行方不明者4人

上記表の掲載基準：気象庁が名称を定めた気象現象、法改正の契機となった主な災害

【委員会資料より抜粋】

● 近年発生した風水害を踏まえた主な法改正等

- ・ 国が災害ごとに対策を実施する中、本市もそれを踏まえ、防災計画や細部マニュアル等の修正を行い、必要な対策を実施している。また、国のワーキンググループでは、令和元年の風水害を踏まえ、避難情報のうち、「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化することを検討している。

● 令和元年に横浜市が被災した主な風水害

- ・ 令和元年房総半島台風(台風第15号)は、関東南部や伊豆諸島を中心に猛烈な風と雨をもたらし、19地点で観測史上1位の最大風速を記録するなど、風による被害が特徴的だった。特に、多くの被害が発生した千葉県では、住家被害のほか、長期的な断水、停電などのライフライン被害も発生した。本市においても、市域全体で暴風による住家被害が多数発生したほか、金沢臨海部産業団地をはじめとする港湾地域で、護岸や公共施設等の損壊、大規模な浸水被害が発生した。台風第15号により、本市では、人的被害として軽傷が3件、住家被害は1450件発生し、避難場所には132人の方が避難された。

【台風第15号被害状況】

【全国の被害状況】

人的被害（うち、死者3人）	150件
住家被害	77,104件
非住家被害	1,660件

上記引用：（消防庁）令和元年台風第15号による被害（第40報）



護岸損壊（金沢区）



南本牧はま道路の損傷（中区）

【横浜市の被害状況】

人的被害（いずれも軽傷）	3件
住家被害	1,450件
非住家被害	531件
その他被害（道路被害、土砂流出等）	1,756件

【横浜市の避難者数と避難場所開設数】

避難者数	132人
避難場所開設数	76か所

【委員会資料より抜粋】

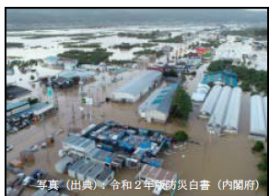
- 令和元年東日本台風（台風第19号）は、関東甲信地方、東北地方を中心とした広い範囲で、観測史上1位の降水量を更新するなど、記録的な大雨となった。東日本の各地では、河川氾濫や土砂災害が多数発生し、「逃げ遅れ」による死者も100人を超える大災害となった。本市でも、大雨のピーク時には、鶴見川の水位が避難判断水位まで上昇したが、鶴見川多目的遊水地への一時的な貯留により、洪水の被害を回避することができ、ラグビーワールドカップも無事開催することができた。台風第19号により、本市では、人的被害として軽傷が7件、住家被害が519件発生したほか、8893人の方が避難され、近年の災害で例がないほど多くの方が避難された。

【台風第19号被害状況】

【全国の被害状況】

人的被害（うち、死者104人）	491件
住家被害	101,673件
非住家被害	13,971件

上記引用：（消防庁）令和元年東日本台風及び前線による被害（第66報）



写真（出典）：令和2年防災白書（内閣府）
長野市での浸水被害（長野県）



写真（出典）：令和2年防災白書（内閣府）
郡山市の浸水被害（福岡県）

【横浜市の被害状況】

人的被害（いずれも軽傷）	7件
住家被害	519件
非住家被害	90件
その他被害（道路被害、土砂流出等）	502件

【横浜市の避難者数と避難場所開設数】

避難者数	8,893人
避難場所開設数	168か所

【委員会資料より抜粋】

(イ) 横浜市における風水害時の避難に関する課題と対策【総務局】

● 令和元年度の庁内検討体制

- ・ 市長を議長とした横浜市危機管理推進会議の下に風水害対策見直し専門部会を設置し、令和元年の風水害を踏まえ、避難行動や避難場所等をテーマとして、区局横断的に検討を行った。

● 避難行動をとるための課題の整理

- ・ 令和元年度は、台風が来る前に、土砂災害の危険性が高い地域にお住まいの方々を対象に、避難に関する意識調査を実施した。また、令和元年の風水害後に実施した、市民に対する台風第19号における避難行動に関するアンケートや各区の防災担当者等に対するヒアリングにおいて、避難に関して具体的な意見があった。例えば、自宅のリスクは知っていても、実際の避難は行っていない、避難をするタイミングがわからなかった、地域防災拠点が避難場所であると考えていたなどの御意見をいただいた。これらの御意見を踏まえた、今後の課題としては、自分の命は自分で守るという意識の醸成、風水害に備えた知識の啓発、事前に個人の行動計画を検討しておくことが挙げられる。

<主な意見及び課題>

主な意見	課題
<ul style="list-style-type: none">・ <u>自宅のリスクは知っていても、実際の避難は行っていない</u>・ 避難すべきかどうかわからなかった・ 避難勧告など避難情報の意味がわからない・ 避難場所へ行くことだけが避難行動と考えていた・ <u>避難をするタイミングがわからなかった</u>・ どこに逃げていいかわからなかった・ <u>地域防災拠点が避難場所であると考えていた</u>・ 避難場所で食料の提供がなく困った	<ul style="list-style-type: none">・ 自分の命は自分で守るという意識の醸成が必要・ 風水害に備えた知識の啓発が必要・ 事前に個人の行動計画を検討しておくことが必要

【委員会資料より抜粋】

● 適切な避難行動に向けた対策

- ・ 地域の危険性を把握するハザードマップに加え、市民の皆さまが適切な避難行動をとるために必要となる知識や備えを整理した啓発物を作成し、市ホームページや広報よこはま、ラジオ等、あらゆる媒体にて周知・啓発を実施している。
- ・ 風水害リーフレットは、個人の行動計画であるマイ・タイムラインが

事前に作成できる内容となっている。また、主に知的障害の方を対象にした、風水害リーフレットの「わかりやすい版」も現在作成中である。

- ・ うんこ防災ゲームは、小さいお子様にも楽しんで避難行動等を学んでいただけるよう、株式会社文響社と開発した、クイズ形式の防災ゲームである。
- ・ 洪水ハザードマップは、平成27年の水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域を見直し、避難場所や、避難する際に注意を要する場所、避難勧告等の情報の入手方法等を掲載したものである。洪水ハザードマップは、外国人の方向けに、避難情報の入手方法等に関する「やさしい日本語」版も作成し、ホームページに掲載している。
- ・ 防災カルテに基づく地域支援では、区と連携し、自治会・町内会ごとに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の危険性や、防災の取組状況等を防災カルテとして作成し、地域の実情に応じて、アドバイザーを派遣するなどの支援も実施している。

● 要配慮者利用施設における避難確保計画

- ・ 平成29年5月の水防法等の改正により、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられた。施設所管局等と連携し、計画作成や訓練実施の促進等に取り組んでいる。主な取組内容としては、施設所管局による指導監査の機会を捉え、計画作成等を促進しているほか、計画の必要性や具体的な作成方法等を周知する施設向けの説明会を実施している。さらに、施設が訓練を実施する際の参考となるよう、具体的な訓練の実施方法等を記した訓練の手引きも作成した。こうした取組もあり、対象施設における作成率は上昇してきており、令和元年8月には74.8%であったのが、令和2年6月には85.3%と、約10%上がっている。

<対象施設数及び作成数>

	対象施設数	作成数	作成率
令和元年8月末時点	2,475 施設	1,852 施設	74.8%
令和2年6月末時点	2,475 施設	2,111 施設	85.3%

※ 全国の提出状況（令和2年1月1日時点）：48.3%（浸水想定区域内）

【委員会資料より抜粋】

(ウ) 避難場所の開設・運営について【総務局】

令和元年の台風における避難場所の開設・運営については、各区の防災担当者等にヒアリングを行うなどして、課題を抽出し、避難者の確実な受け入れ体制の整備に反映している。

● 避難場所の開設における主な課題と対策・検討状況

- ・ 自主避難場所における主な課題としては、風水害時に自主避難する方への避難場所開設について、本市として明確な定めがなかったことである。そこで、自主避難場所とは、避難情報発令対象区域以外に居住する方に対する避難場所として、開設及び運営は主に行政が実施することとした。
- ・ 避難場所の開設や増設では、避難場所が開設される前に自主的に避難をしたいという市民の方が多かったことから、今後、台風対応では、市本部が示す予定時間までに、各区の地域特性を踏まえ、避難場所を開設できるように整理した。
- ・ 車避難への対応では、車避難の危険性が市民に広く周知されていない、避難場所への車での避難要望が多いといった課題に対し、暴風雨や洪水等の状況では、車避難は安全な避難行動として認められないとして、原則禁止とした。なお、現在のコロナ禍では、車避難を認める動きも出ているが、本市としては、車避難の危険性等の観点から、暴風雨や洪水等の状況下での車避難は認めない方針でいる。

● 避難場所の運営における主な課題と対策・検討状況

- ・ 要配慮者への対応では、高齢者等に配慮したスペースや物資の充実、また避難場所で過ごすことが難しい方への対応が課題となった。そこで、要配慮者は基本的に避難場所で受け入れることとし、運営マニュアルにも、要配慮者の状況ごとに必要な配慮を掲載した。また、震災

時と同様に、要配慮者用のスペースを確保する調整も行うこととした。
さらに、避難場所で過ごすことが難しい方については、別途、避難場所を準備する検討を進めている。

- ・ ペット対策では、ペットの避難場所は施設側との調整が必要、ペットが屋内避難できないと分かると避難しない方がいるといった課題がある。そこで、避難場所では、原則、ペットを受け入れていただくよう調整を進めるとともに、清掃方法等のアレルギー対策も検討することとした。
- ・ 避難場所での物資提供では、物資や食料は、避難者持参という考え方が明確にされておらず、実際、行政が用意するものと考えている市民がいるという課題がある。そこで、物資や食料は避難者の持参を原則とした上で、持参が困難な方には、必要に応じて本市の備蓄物資を提供することとした。
- ・ これらの対応を含め「風水害時避難場所運営マニュアル」をまとめた。

(エ) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた、避難及び避難場所の開設運営

【総務局】

- ・ 避難に関する取組として、まずは、分散避難等の啓発を行っており、自宅で安全が確保できる場合には在宅避難、安全な親戚や友人宅も避難先とする、非常時の持ち出し品にはマスク・体温計を含めるなどの周知を行っている。
- ・ スペースの確保では、地区センターなどの補足的避難所を活用して開設数を増やす、より多くの教室を避難場所として使用できるように小中学校等と調整するといった取組を進めている。補足的避難所については、令和2年6月時点では202カ所であったが、現時点では215カ所まで確保できている。
- ・ 感染防止資器材の整備では、資器材を各避難場所にそれぞれ整備している。このうち、段ボール間仕切り及びベッドについては、記載のとおり8カ所の方面別備蓄庫で保管している。

<p>③感染防止資器材の整備 (1 避難場所あたり)</p>	<p>各避難場所に次の資器材を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温計1本 ・マスク 500 枚 ・アルコール消毒液 20L ・フェイスシールド 30 枚 ・消毒剤 6 L ・雑巾 10 枚 ・使い捨て手袋 500 組 ・段ボール間仕切りおよびベッド6セット (方面別備蓄庫 8 か所： 入船公園備蓄庫、本牧ふ頭D突堤変電所備蓄庫、阪東橋備蓄庫、保土ヶ谷工場管理棟備蓄庫、西部方面備蓄庫、南部方面備蓄庫、岸根公園備蓄庫及びセンター北駅備蓄庫で保管)
------------------------------------	---

【委員会資料より抜粋】

- ・ マニュアル整備では、地域防災拠点における感染防止対策として、検温など受け入れ時の対応や発熱等の症状のある方の専用スペースへの案内、手洗いや咳エチケットの徹底などを記載した新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイントを作成し、地域防災拠点運営委員等に配付している。今後、運営委員向けの研修や訓練などを行うとともに、そうした場を通じていただいた課題や御意見をもとに、マニュアル改善等に繋げていく。

ウ 委員意見概要

●適切な避難行動に向けた対策

- ・ 最近では災害発生時に地域防災拠点や避難場所に行くことだけが避難ではない。避難行動が多様化しており、事前にハザードマップを確認することが重要であるため、改訂をできるだけ早くしてほしい。また、新たに配布するハザードマップの印刷については、秋の台風シーズンを迎えるようとしているので、区役所と地区センターへの十分な枚数の配布を考えてほしい。
- ・ 防災の情報や防災知識が届いていないと、市民は災害時に対応できない。周知・啓発はいろいろな施策の大前提になるため、手を抜かないでほしい。市が準備した先ほどのマイ・タイムライン作成シートは本当に大事で、全ての世帯で備えてくれたら防災上大きな効果が現れるという意味で非常にいいものだと思う。増刷を重ねてもいいから、必要とする市民にしっかりと行き届くようにしてほしい。

- ・先日、子供を連れて横浜市の市民防災センターに行った際に、指導員の方に説明を受けながらマイ・タイムラインを作成したが、水害に対しての教育や事前の準備はすごく大切である。市は合計で1万3000部つくったとのことだが、配るだけではなくて、しっかり活用し、取組を進めていただきたい。マイ・タイムライン作成シートに事前にしっかりと記入して、家族で話し合う機会をつくっておけば、万が一のときに冷静な判断ができるので、すばらしい取組である。
- ・うんこ防災ドリルは防災センターに幾つか置いてあり、子供たちがこの名前の文言と色味で目を引かれて手に取ったりする。子供の防災はすごく大事な教育であるため、できれば学校単位での全戸配布も検討していただきたい。
- ・防災カルテに基づくアドバイザーによる地域支援は現場で起きたときの対応にすごく有効性があるため大事な取組である。マイ・タイムラインが活かされていくためにも、区へ指導、援助を行い、区の実取組もさらに強めていただきたい。

●要配慮者利用施設における避難確保計画

- ・車椅子を利用している方などは、風水害発生時に移動すること自体がリスクとなるうえ、避難場所において要配慮者が正しくトリアージされるかが大変心配である。過去の取組とは違った視点で検討していただきたい。

●避難場所の開設・運営について

- ・避難情報発令対象区域外にお住まいの大勢の方が、風水害への心配を理由に行政の決めている避難場所に避難すると、人が入りきらない可能性がある。例えば金沢区では、台風19号のときは関東学院大学に大勢の人が避難されたため、関東学院大学の御好意でもう一つ別の場所も開けてもらった。行政の決めている避難場所には大勢の人が来ることを想定してほしい。
- ・最近では市民が避難場所に避難した際にテレビやスマートフォンから情報収集するので、避難場所には最低限テレビやWi-Fi環境を備え付けてもらいたい。校長室などから体育館にテレビを移動できないのであれ

ば、テレビがある部屋を開放してもらって、情報収集したい人はそこに
行けばテレビが見られるようにしてほしい。

- ・避難所、避難場所は文言を変えたほうがいい。例えば風水害時避難場所
と避難場所の前に風水害時とつければ、これは風水害時の避難場所だと
一目で分かる。分かりやすい名前に変えるぐらいのことは必要だ。
- ・避難場所にもなる公共施設は、次第にW i - F i 環境も整うことが分か
っているので、W i - F i 環境が整っていることを前提とした避難場所
の運営の仕方について、新たに考えていかなければいけない。
- ・避難所、避難場所、自主避難場所など名称がいろいろあると、市民が全
てを把握できるのかが疑問である。

●新型コロナウイルス感染症を踏まえた、避難及び避難場所の開設運営

- ・令和2年7月豪雨は、九州で死者82人、行方不明者4人と多大な被害を
引き起こし、新型コロナウイルス蔓延下での避難や被災者支援が大きく
クローズアップされた。この災害は実際に感染症下で避難行動が起きた
ときに本市が作成した開設・運営のポイントの内容が十分に活用できる
かについて知見を得られる重要な機会であったが、7月以降マニュアルに
大きな変更がない。その状況では、本市の新型コロナウイルス感染症下
の避難場所対策が6月で止まっているという見方をされてもおかしくな
い。コロナ禍で防災訓練を行っていない状況だからこそ、しっかりと行
政が指針をつくって示す必要がある。
- ・避難所、避難場所の問題について、被災者、被害者である受け手の側が
どう捉えるのかから逆算してイメージをつかみ、それがマニュアルにな
っているのか、そのあたりに温度差がある。発信して、伝えて、周知し
て、そこで初めて守れる命があると思うので、継続して御検討をお願い
したい。
- ・分散避難の啓発とスペースの確保について、令和元年の風水害のときに
一番感じたのは、災害発生時にどう判断していいか分からない人がいる
ということである。風水害の際に地域防災拠点が開設されていないこと
について意見が多く寄せられたことから、風水害と地震のときの避難行
動の違いなどをもっと市民の方に啓発、広報していくべきである。特に

要配慮者に関しては、風水害の場合、いち早く避難場所に避難して福祉避難所に誘導できたらいい。

●その他

- ・令和元年の台風19号で鶴見川の水位が避難氾濫水位まで上昇した際に、多目的遊水地が機能して氾濫を回避できたことは、横浜市としては特筆すべき良い事例である。まちづくりと防災は密接不可分の関係であることから、この事例を良い教訓として、浸水想定区域を前提として、まちづくりの大方針を持ち、風水害が起きた際の対応を検討しておかないといけない。総務局危機管理室が防災に係る業務を所管している局を横断して、各施策の方向性について防災の視点あるいは浸水を防止するという視点で常にチェックしてほしい。
- ・想定していた以上の風水害が毎年どこかで発生しているように感じられる。風水害時の行政の対応について縦割りであまりうまくいかない部分があるところなどで散見されるが、総務局危機管理室が中心になって、平時から常に何かあったときにはお互いの横の連携で連絡が取り合える仕組みを考えてもらわなければいけない。
- ・新型コロナウイルスの問題がいつ終息するか分からない中で大変な対応となるが、横浜市における風水害時の避難に関して、当局が考えた対策だけで十分とは限らないという視点で、常に状況を見て、更なる実効性のある対策を講じていかなければいけない。
- ・横浜市防災会議について、充て職になると、極めて女性の参画が少ない。特に避難場所の開設、運営については、女性の視点がとても大事だと何回も指摘されているが、なかなか改められていないため、見直してほしい。

(3) 令和2年11月27日 委員会開催

ア 議題

参考人の招致について

イ 委員会開催概要

本委員会の付議事件に関連して、次回委員会において参考人からの意見聴取を行うことを決定した。

参考人：関東学院大学 副学長

人間共生学部コミュニケーション学科教授

防災・減災・復興学研究所 所員

施 桂栄氏

案件名：災害時の避難や行動に大きく影響する人間の心理について

(4) 令和2年12月1日 委員会開催

ア 議題

調査・研究テーマ「令和元年度の風水害等を踏まえた避難対策」について

災害時の避難や行動に大きく影響する人間の心理について

イ 当局説明

(ア) 当局説明概要

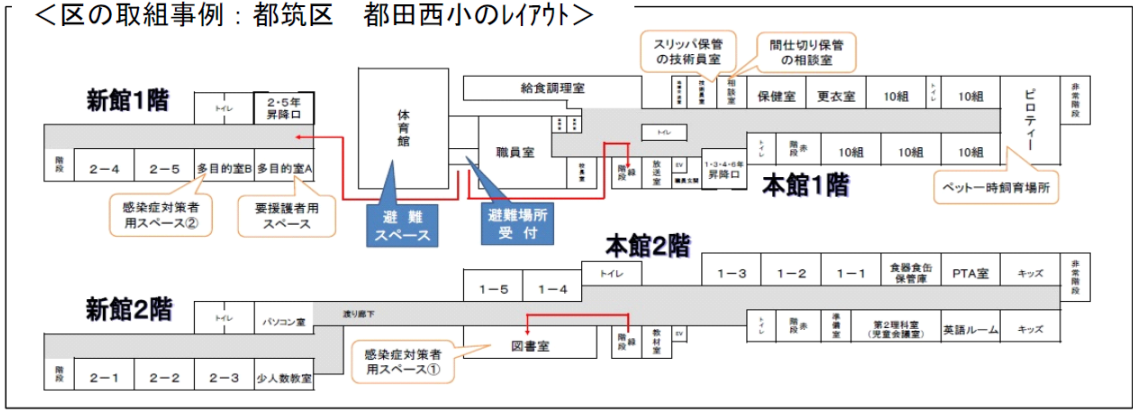
調査・研究テーマに関連する本市施策等について、当局から説明を聴取し、その後意見交換を行った。

【説明局】総務局

(ア) 避難対策に関する補足説明

●コロナ禍での安全な避難場所の確保に関する取組

- ・避難場所の拡充としては、現在、特別警報級の台風接近時において、令和元年の台風第19号時点から56カ所増の計224カ所で、避難場所を開設できるようになっている。
- ・避難スペースの確保としては、より多く避難スペースを確保するため、空き教室を使用できるようにするほか、要配慮者用スペースなどの確保も進めている。区の実施事例として、都筑区では、学校ごとに受入れスペースを調整し、レイアウトや受付からの動線などを避難場所ごとのマニュアルに掲載している。



【委員会資料より抜粋】

- ・避難場所の混雑状況等の発信としては、市や区のホームページで、避難場所の開設状況や混雑状況をリアルタイムで発信している。
- ・感染症対策の実効性を高める訓練・研修としては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント」に基づく拠点運営の動画を作成し、全ての拠点に配付するとともに、拠点運営委員への研修や訓練も行われている。区の実施事例として、金沢区での並木第四小学校において受付時の検温など、マニュアル等を踏まえた訓練を行った。今後はその結果を区内拠点へ展開し、感染症対策の強化を推進していく。



【委員会資料より抜粋】

- ・令和2年台風第10号での他都市の実施事例を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント」の補足として、避難場所での災害情報の提供及び体調不良者やその家族への対応等について、各区に周知をした。今後は、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント」全体の見直しも随時行っていく。

●適切な避難行動を促す取組

- ・マイ・タイムラインの普及については、リーフレットの配布や動画配信等を通じて周知している。区が取組事例として、港北区では、啓発冊子を作成し、ハザードマップを用いた水害リスクの確認や、避難場所についての案内などを掲載している。さらに、この冊子にはマイ・タイムラインの作成シートも掲載しており、自分自身の避難行動を検討できるようになっている。

<区取組事例：港北区 啓発冊子「水害時の避難行動を考えよう」の作成>



【委員会資料より抜粋】

- ・車避難に関する注意喚起として、台風等の暴風雨下では車避難の危険性が高いことや、要配慮者の送迎など車利用が不可欠な場合は早めに避難することが重要であることを、市民向けの研修や広報活動等を通じて周知している。
- ・区と連携し、自治会・町内会ごとに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の地域の危険性や、防災の取組状況等を把握する防災カルテを作成している。また、防災の取組を支援するアドバイザー等を地域に派遣し、地域特性に応じた研修を行うとともに、関係区局と連携することで、地域への研修を拡充している。
- ・避難確保計画の作成支援として、避難確保計画が着実に作成されるよう、施設向けのマニュアルを作成し、施設所管局等と連携した説明会により、計画作成や訓練実施の支援をしている。

(イ) 今年度の実災害（台風第14号）での対応

●台風第14号の概要

- ・予報では、神奈川県が暴風域に含まれる見込みであったが、台風の進路が変わり、暴風域に含まれない見込みとなったため、避難場所を即開設できる体制を確保しつつ、通常の大雨対応に切り替え対応した。

●本市の主な対応

- ・令和元年の台風第15号・第19号を教訓として作成した、台風の接近にあわせ本市の対応を時系列にまとめた「台風対応タイムライン」に基づき、早期の警戒体制確立や避難場所の確保などを行うとともに、コロナ禍にも対応した避難情報の発信準備を整えた。
- ・事前の対応として、まず、台風上陸に備えた各区局の体制の確保や実施すべき事項を確認した。次に、各区において避難場所の開設調整と開設数に応じた動員職員の配備について調整を行った。そして、市ホームページの横浜市防災情報ポータルと、区ホームページの重要なお知らせに、各避難場所の開設状況や混雑状況を発信できるよう準備した。発災時には、各区トップページから横浜市防災情報ポータルに移行することで、これらの情報を確認することができる。横浜市防災情報ポータルでは、避難勧告・指示の発令状況が対象区域ごとに表示される。また、開設されている避難場所が表示されており、避難場所ごとに混雑状況が表示される。そのほか、避難場所の所在地、避難世帯数、避難人数が表示されており、避難場所の地図情報も確認することができる。こうした情報は区ごとに表示できるようになっており、発災時にはリアルタイムに情報が更新される。

【横浜市防災情報ポータル デモ画面】

◆ **[demo] 横浜市 防災情報ポータル** 小 中 大

緊急情報 一覧

緊急情報はありません。

気象情報・地震情報等

発表中の情報はありません。

お知らせ 一覧

お知らせはありません。

公開文書フォルダ 一覧

更新履歴はありません。

横浜市
鶴見区
神奈川区
西区
中区
南区
港南区
保土ヶ谷区
旭区
磯子区
金沢区
港北区
神区
青葉区
都筑区
泉区
栄区
戸塚区
瀬谷区

避難勧告・指示情報 一覧

避難勧告・指示情報（発令中）

警戒レベル4 避難勧告

対象区域名	発令日時	対象 世帯数	対象 人数
北寺尾一丁目の一部（土砂災害）	2020/11/24 10:12	5	8
上平塚一丁目の一部（土砂災害）	2020/11/24 10:12	3	9
磯子ヶ丘三丁目の一部（土砂災害）	2020/11/24 10:12	3	10
麻生三丁目の一部（土砂災害）	2020/11/24 10:12	13	22
下平塚五丁目の一部（土砂災害）	2020/11/24 10:12	4	9
避難勧告合計		28	58
発令合計		28	58

※赤字部分は24時間内に発表された情報です。

避難所情報 一覧

避難所名	開設 状況	混雑 状況	所在地	避難 世帯数	避難 人数
新鶴見小学校	開設	混雑	鶴見区江ヶ崎町2番地1	60	120
鶴見中学校	開設		鶴見区鶴見中央三丁目14番1号	60	120
矢向中学校	開設		鶴見区矢向一丁目8番24号	60	120
累計合計				180	360

※赤字部分は24時間内に発表された情報です。

【委員会資料より抜粋】

- ・台風接近の前日の対応としては、気象台の情報に基づき、次の対応方針を決定し全区局に周知した。まず、強い降雨の2時間前である当日12時を、警戒レベル3の発令時刻とした。次に、その2時間前の10時に、市民の避難準備の時間を確保するため、市民への事前予告を行うこととした。そして、一連の対応を行うため、当日の9時に、災害対策警戒本部を設置する方針とし、準備を行った。

(イ) 委員意見概要

- コロナ禍での安全な避難場所の確保に関する取組
 - ・横浜市防災情報ポータルにおける避難場所の混雑状況の見え方について、混雑状況が70%以下のときは表示なしとしているが、何も表示がないと市民が避難場所の状況を把握できない。そのため、混雑状況が70%以下のときは表示を空きとするなど、表示方法を検討したほうが良い。
 - ・段ボールベッドと間仕切りが各拠点に6セットあることは大変ありがたいが、保管場所がないという市民の声に対して、状況の把握と対応をお願いしたい。

- ・横浜市防災情報ポータルに満と表示されている避難場所でも、避難場所に来られた場合に一旦は受け入れるとのことだが、受け入れの判断基準についてしっかりとガイドラインを作ることを要望する。避難者が、行けないのであれば家にいようと思ひ、その結果被災する場合もある。また、避難場所開設側は断ったほうがいいのか、受け入れていいのかの判断について混乱が生じることが想定される。
- ・地震時の地域防災拠点と風水害時の避難場所が混在している。また、感染症対策については、机上で行政が考えるだけでは難しく、もう少し訓練をやらないと、実際に対応ができないのではないか。

●適切な避難行動を促す取組

- ・マイ・タイムライン作成シートは避難についての認識を高めてもらうために非常に効果的な道具だ。1つの区で400部、消防署で400部、合計800部というのは圧倒的に少な過ぎることから、もっと活用方法を検討し、準備する部数も増やす必要がある。また、作成シートを活用したマイ・タイムラインの作成について市民への周知を徹底してほしい。

ウ 参考人招致

(ア) 参考人講演概要

●避難行動の現状

- ・西日本豪雨災害は西日本を中心に全国的に広い範囲での記録的な大雨であり、死者が224名と多く、また住家の全壊、半壊も非常に多かった。ウェザーニュースの調査結果によると西日本豪雨災害の際に避難すべき状況と回答した人がおよそ8%で、その中で避難しなかった方が8割強という結果となっている。その方々に避難しなかった理由を聞いたところ、家のほうが安全だと思った人の割合が49%、自分の周辺は大丈夫だと思った人の割合は44%、避難する間の道のりが怖かった人の割合は20%弱と、家や自分の周りは大丈夫だと思って避難しなかった人が多かった。
- ・台風第19号に伴う災害も非常に大きく、豪雨による河川の氾濫や崖崩れ等の発生によって死者90名、住家の全半壊は約4000棟と、極めて甚

大な被害が広範囲で発生した。内閣府のワーキンググループの調査結果によると、ハザードマップを見たことがあり、併せて避難した方は全体の4割強という結果となっているが、4割の中で自宅以外の場所に避難した方は2割弱という結果だった。また、ハザードマップを見たことがない方の中で避難行動を取ったのは、わずか1割から2割ぐら이었다。その中にはハザードマップが公表されていない市町村の方もあり、さらに避難行動の割合はさらに低かった。

●避難行動と人間の心理

- ・避難行動と人間の心理の関係については、災害が発生したとき、あるいは何か非常時のときに、人間はこれについて認知して、認識して、どういう行動を取ったらいいのかを判断して、最終的に避難行動を取るか取らないかを判断するというプロセスがある。このプロセスにおいて、認知の際には災害の状況は物理的世界、つまり客観的な状況として人間は認識する。しかし実際には、認識する際には物理世界ではなく、人間の心理的世界になっており、いろいろ認識して、情報処理し判断する際には、もう物理的世界、客観的な世界から全然別の世界に入ってしまった。
- ・2003年2月18日に発生した韓国の事例では、通勤ラッシュが一段落した大邱市の中央路駅で地下鉄放火事件があり、この事件で約200名の命が奪われた。その事件のときに1人の若者の心理的な状況を調査したところ、最初はまさかこんな大変な火災が発生していたとは思わなかった、みんながじっとしているので自分もじっとしていた、その後誰かが火事だと言ったので慌ててガラスを割って逃げて助かった、とような心理的な状況だった。
- ・イギリスの心理学者ジョン・リーチ博士の研究によると、不意の災害に見舞われた時、人の取る行動は3つのカテゴリーに分かれており、落ち着いて行動できる人が10%から15%、自分を失って泣き叫ぶ人が15%以下、ショック状態に陥り、何もできない状態になっている人、動かない人が多く、7割というような特徴があると指摘されている。
- ・実際心理学の視点から見ると、災害や非常時にどのような行動を取れ

ばよいのか迷ったときは、取りあえず周りの人と同じ行動を取ることが安全だと判断する、多数派同調バイアスと呼ばれている心理傾向がある。

- そのような同調行動の要因には大きく2つある。1つは情報的影響で、自分の態度や判断の妥当性と適切性を求めるため、周囲の他者の態度や判断を参照して自らの行動を決めるというプロセスのことをいう。3月、4月頃、メディアが新型コロナウイルス感染症について日々報道したことにより、早めにトイレットペーパーや消毒用品を買わないと将来的に品不足が発生すると判断し買いだめをする人が多かった。
- もう一つは規範的影響で、周囲の他者から拒否されることへの不安や周囲の他者に受容されたいために同調が生じるプロセスのことをいう。例えば、今の新型コロナウイルス感染症の状況で、マスクの着用の目的が感染防止という場合が多いと思うが、周りの人がつけているから自分もつけなければいけないと思う人が多いと言われている。
- 自分の中にある思い込みや思考の偏りのことを認知バイアスという。認知バイアスには多くの種類があるが、自分にとって都合のいい情報ばかりを集めてしまい、反証する情報を無視または集めようとしない心理傾向を確証バイアスという。例えば、災害時の警報について、前回、災害時の警報は出たが、大したことはなかった、という記憶の中の情報を利用して今回も大丈夫だから避難行動を取らないという傾向がある。
- 自然災害や事件事故などの被害が予想される状況なのに、自分に不都合な情報は無視したり、自分だけは大丈夫と過小評価する心理傾向を正常性バイアスという。リスクを過小評価する理由は、そのような状況下において不快感情を何とか解消したいというような心理が働くからだ。

● 避難行動と災害情報

- 災害情報が重要であるのは、各種のバイアスを引き起こす要因となっているからだ。まず、災害が発生すると、情報源が情報を発信し、このメッセージを受信し、人間は受信したメッセージに基づいて情報処

理し、対応行動を取るというプロセスがある。よく誤った行動をとるのは情報処理のプロセスの一つのコミュニケーション・情報伝達に問題があったと認識されている。

- 東日本大震災の発生時、津波の警報の第一報が3分後に発信されたが、地震の規模を過小評価し津波の高さは3メートルと発信されたことによって避難の遅れにつながったのではないかと指摘されていた。また、15分後、津波警報が続報されて、津波の観測結果は第1波の0.2メートルという発表があったが、これを聞いて大丈夫だと思われて避難が遅れたり、中断したりしたのではないかと指摘されていた。
- そのときの避難行動について調査したところ、揺れがおさまった直後にすぐに避難したという回答は57%程度だった。すぐに避難したきっかけについては、大きな揺れから津波が来ると思ったからという回答が一番多く、以前、津波を体験し、津波が来ると思ったからという回答が次に多かった。
- 津波の情報と避難行動の関係について、津波の警報を見聞きしたが避難の必要はないと思った人たちがそのような考えに至った理由は、大した津波は来ないと思ったからという回答が一番多く、過去の津波警報でも津波は来なかったからという回答が次に多かった。行政が発信した情報に対しては、確実に情報を伝える、迅速に情報を伝える、正確な情報を伝える、緊急性と危機感が感じられる情報を伝えることが重要だという意見があった。
- 情報伝達は相手と情報、考え、価値観、信念、あるいは態度を共有することである。相手が同じように理解していなければ、コミュニケーションは成り立たない。また、情報伝達は相互通行的であり、進行的であり、また行動に影響を及ぼすプロセスでもある。このプロセスは、情報発信の意図を言葉あるいは非言語に変換し、そしてフェイス・ツー・フェイス、電話、SNS等の伝達経路を通して相手に伝え、相手は受信した後、もう1回自分の頭の中でこの情報を理解、変換し、どういう意図なのかを理解するというものである。
- コミュニケーションがうまくいかない際の問題点は、一方通行のコ

コミュニケーションによる、全体像把握の欠如、情報の不足や曖昧さ、確認の省略、思い込みである。災害時のコミュニケーションは、ほとんど一方通行であり、住民たちの理解の状況が確認できないという問題がある。

- 思い込みは、ほかの言葉では先入観、固定観念であり、そうだとばかり信じ切っていることと、それ以外にはないと固く心に決めることで、例えば、A型の人には真面目で几帳面など、目の前の相手のことをよく知らないのに、相手を判断することである。
- 人間は一つの特性として効率性を優先してしまう傾向があり、その特性が判断ミスを起こしてしまう場合が多い。具体的な行動として、一部の情報だけを利用すること、ヒューリスティック、つまり経験則に基づいて判断すること、結論を先に決めてその結論に合うような処理を進めることが挙げられる。
- 災害情報について、人間の中でダブル・バインドという特徴がある。例えば昨夜の大雨、何々川は破堤の危険があるため、早めに指定の避難所に避難してくださいというメッセージを受信し避難するか避難しないかを判断する場合、このメッセージには、情報を受け取るまで避難をするなというもう一つのメタ・メッセージがある。
- ダブル・バインドへの対策の一つとして、行政機関側は災害情報生成の精度を高め、确实・迅速・正確に伝え、緊急性・危機感が感じられるように伝えることで人間の行動を促すようなメッセージを出し、災害情報を伝えるだけでなく、伝わるものへと昇華される機制を考える必要がある。
- もう一つの対策として、住民側は行政から情報を受けるだけでなく、それと同時に発信者にもなることが重要だとも指摘されている。群馬県みなかみ町等で展開してきた土砂災害発生危険時の自主避難へ向けた取組は、住民を災害情報の受信者から発信者へと変身させるという意味でとてもよいと指摘されている。対策の考え方として、人間の心理を考慮して対策を考えたほうがよい。

● 「逃げ遅れゼロ」のために

- ・「逃げ遅れゼロ」を実現するには、人間の心理特性の理解、共同体意識の向上、リーダーシップの育成など防災教育や研修プログラムを充実させること、コミュニティ共助システムを構築すること、避難誘導などにA Iやドローンなど先端技術の活用すること、自助・共助・公助を構造化することが必要である。

(イ) 委員意見概要

- ・同調行動に影響する要因のうち、情報的影響は自分の態度や判断の妥当性と適切性を他者の態度や判断に求める態度、規範的影響は他者から拒否されることへの不安を解消するよう行動決定をしていくことと理解したが、2つの要因は日本人の国民性にそのまま当てはまるという印象を受けた。
- ・令和元年の台風15号、19号のときには、関東学院大学の避難場所はほとんどいっぱいになってしまい、大学に急遽開けていただいた隣のホールに避難している人もいた。テレビで史上最大級の台風など刺激的なタイトルによる報道が随分あり、多くの人が危機感を持ったため、避難されたのではないかと。市民の避難行動はマスコミなどの報道の仕方によって随分変わる印象が強いと感じた。

(5) 令和3年2月9日 委員会開催

ア 議題

調査・研究テーマ「令和元年度の風水害等を踏まえた避難対策」について

イ 委員意見概要

- ・秋に誕生した菅内閣によりデジタル庁が創設され、デジタルやI C Tという視点について、来年度予算に様々な取組がされている。防災・減災対策についても、拡張現実の技術を用いた防災教育や通信用のS I Mを搭載した個別受信機導入への取組を進めているが、台風第15号、台風第19号において、金沢区福浦の工業団地の被害状況がすぐに行政に共有できていない状況を聞いたことから、例えばL I N Eなどで災害現場の情報がすぐに関係者間で共有できる仕組みを構築するなど、更なるI C Tの活用を検討してほしい。また、情報を一斉に関係者に発信できるよう、平時のうちから連絡先のデータの準備をするべきである。

- ・各委員から多岐にわたりいろいろな意見がでたが、中間報告書を作成する際には、市民の皆様から見ても分かりやすくするため、項目ごとにまとめてほしい。
- ・風水害が発生した際に市民一人一人が自助、共助の対応をとるためには、行政が日頃から市民の防災意識を啓発することが重要だ。そのためには、防災意識が市民にどこまで浸透しているかを行政が把握した上で、マイ・タイムラインのシートやハザードマップ等の啓発物を十分に準備する必要がある。
- ・風水害時の避難対策は、公民が連携して、引き続き取り組んでいかなければいけない問題だ。災害時に冷静な判断ができるよう、平時の状態のときに行政が市民に意識づけを促し、実践に生かされることが大切である。
- ・今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応を考えた上での避難等がテーマに上ることも多かった。現在ワクチン接種の問題が話題になっているが、避難所の中でワクチン接種が終わった方と終わっていない方、リスクが高い方、低い方での対応をどうするのか等を、将来的に想定されるワクチン接種状況も踏まえて考える必要がある。総務局危機管理室はワクチン接種を担当する健康福祉局、あるいは全体的なオペレーションに関わる各局と意見交換をして準備してほしい。

(6) 令和3年4月27日 委員会開催

ア 議題

調査・研究テーマ「令和元年度の風水害等を踏まえた避難対策」について本委員会の活動の経緯等を記載した報告書案について確認を行い、報告書を確定した。

5 令和元年度の風水害等を踏まえた避難対策についてのまとめ

近年、記録的な大雨により各地で大変な被害が出ており、令和2年も7月の豪雨により九州地方を中心として甚大な被害が発生し多くの方が避難する状況となった。また、令和2年初旬より新型コロナウイルス感染症が蔓延しており、今までの取組に加えて感染症への対策も考慮する必要がある。これらを踏まえて、今年度は「令和元年度の風水害等を踏まえた避難対策」をテーマに、適切な避難行

動に向けた取組や避難場所の開設・運営を中心に調査・研究を行った。また、参考人招致を通じて得た有識者の知見も踏まえ委員会で議論を重ねることで、必要な施策に関する本市の現状と課題を明らかにしてきた。

(1) 本市の避難対策についての取組

ア 避難行動について

令和元年度は、土砂災害の危険性が高い地域にお住まいの方々へインターネットで避難行動に関するアンケートや各区の防災担当者等へのヒアリングを行い、風水害時に市民の皆様が適切な避難行動をとるための課題を整理し対策を進めている。

【適切な避難行動に向けた主な取組内容】

- ・風水害対策見直し専門部会の設置
- ・避難に必要な知識や備えを整理した市民向けの啓発物を活用した市民の避難行動への支援
- ・防災カルテを活用した地域の取組への支援
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の促進

イ 避難場所の開設・運営について

各区の防災担当者等に対するヒアリング等で出た意見や新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、本市としての考え方を整理し、避難者の確実な受入れ体制の整備に取り組んでいる。

【避難者の確実な受入れ体制の整備に向けた主な取組内容】

- ・台風接近時には各区の地域特性を踏まえ、市本部が示す予定時間より前に避難場所を開設
- ・広報よこはまやラジオ、市ホームページへの動画配信等による分散避難等の啓発
- ・3密の回避、要配慮者の受け入れ、ペットの受け入れ等を目的とした避難場所の更なるスペースの確保
- ・各避難場所における感染防止資機材の整備
- ・「風水害時避難場所運営マニュアル」の作成及び「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント」を作成・配布

(2) 委員意見のまとめ

令和元年台風第15号及び台風第19号では、多数の市民が避難し、多くの避難場所で避難者の受入れを行ったが、開設や運営においては様々な課題があった。こうした経験を教訓として、課題を整理したうえで対策を検討し、更なる風水害対策の強化に生かしていくことが必要である。また、新型コロナウイルス感染症を踏まえると、分散避難などの避難行動の多様化や避難場所における感染症対策など、避難に関して新たに取り組むべき対策が生じている。

本市ではこれまで適切な避難行動を促すため、必要な知識や備えを整理した市民向けの啓発物を作成し、市ホームページや広報よこはま、ラジオなどのあらゆる媒体にて周知してきた。特にマイ・タイムラインは適切な避難行動を促す上で、非常に有効なツールであり、リーフレットの配布や研修等を通じた作成支援などの普及に向けた更なる取組が必要である。

また、西日本豪雨災害では、自宅や自分の周りは大丈夫と考えて避難しなかった人が多かった、という調査結果もある。その要因の一つとして、自然災害や事件事故などの被害が予想される状況でありながら、自分にとって不都合な情報は無視したり自分だけは大丈夫と過小評価したりする、正常性バイアスという人間の心理傾向が考えられる。参考人は、正常性バイアスへの行政の対策として、災害情報を伝えるだけではなく伝わるものへと昇華させる仕組みを考えること、住民が災害情報の受信者から発信者へと変身させることが必要であると見解を述べられた。これを受けて、マイ・タイムラインや洪水ハザードマップ等の市民向けの啓発物に加えて、デジタル技術を活用した災害情報の発信や避難支援など、様々な手段を用いて市民が緊急性・危機感が感じられるようなメッセージを発していくことが求められる。

もう一方の避難対策においては、避難場所の開設・運営を改善し避難者の確実な受入れ体制の整備に取り組むことが重要である。本市では、要配慮者への対応やペット対策などの受入れ体制の整備や、Wi-Fi等の通信環境整備など環境改善に取り組む等、これまで現場から上げられた課題への対策を進めており、引き続き取組が求められる。また、感染症防止の観点から、新たに、3密の回避等による感染リスクの低減に向けた取組が必要になっている。本市では、避難スペースの確保やホームページによる避難場所の混雑状況等の発信による3密の回避、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・

運営のポイント」及びそれに基づく拠点運営の動画を作成し、全ての拠点に配布するなど、感染症対策の向上に向けた取組を行っている。しかしながら、こうした対策やマニュアル等も他都市での災害の事例や市民や地域の意見を参考に、常に最新の情報を取り入れ、実効性ある内容に更新していく必要がある。引き続き関係部局が緊密に連携し、安全な避難スペースの確保やマニュアルの更新により、コロナ禍でもためらうことなく市民が避難できるよう、避難場所における感染症対策の取組に万全を期すことが求められる。

風水害時の避難対策は行政に求められることが多岐にわたる。行政と市民が一体となった「逃げ遅れゼロ」の実現と、災害発生時の状況に対応した円滑な避難場所の開設・運営に向けて、行政が日々改善に取り組むことが一層必要である。

○ 減災対策推進特別委員会名簿

委員長	麓	理恵	(立憲・無所属フォーラム)
副委員長	清水	富雄	(自由民主党・無所属の会)
同	みわ	智恵美	(日本共産党)
委員	磯部	圭太	(自由民主党・無所属の会)
同	大桑	正貴	(自由民主党・無所属の会)
同	黒川	勝	(自由民主党・無所属の会)
同	佐藤	祐文	(自由民主党・無所属の会)
同	山田	一誠	(自由民主党・無所属の会)
同	大岩	真善和	(立憲・無所属フォーラム)
同	長谷川	えつ子	(立憲・無所属フォーラム)
同	望月	高德	(立憲・無所属フォーラム)
同	木内	秀一	(公明党)
同	斉藤	伸一	(公明党)
同	中島	光徳	(公明党)
同	岩崎	ひろし	(日本共産党)